報告第 号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項 の規定により報告し、承認を求める。

令和6年(2024年) 月 日提出

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

専決第7号

専 決 処 分 書

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の 規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年(2024年)3月31日

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

宝塚市条例第24号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、 市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第44条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第64条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第64条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。 第136条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に 次のただし書を加える。 ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第136条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の3の次に次の1条を加える。

附則第6条の5の次に次の4条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

- 第4条の4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例 損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失 金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の 提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金 額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規 定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、 第35条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民 税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じ なかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第35条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第37条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。附則第5条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

- 第6条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に 規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の 合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第6条の 8において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第35条の3、第35条の6 から第35条の9まで、附則第4条の3第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の 2第1項及び附則第6条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第35条の7第2項、第49条の5第1項及び 附則第6条の4の規定の適用については、第35条の7第2項及び附則第6条の4中「附 則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、 第49条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第6条の6第1項の規定の適用がな いものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用が ないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第6条 の6第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

- 第6条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において

「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第41条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第41条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第41条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額が その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上で ある場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2 期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普 通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に

係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第49条第1項の規定により普通徴収 の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の 方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

- 第6条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、第49条の2第1項の規定により特別 徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項にお いて「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定 により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の 額については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の 額(附則第6条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第49 条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割 額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号にお いて同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額 及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において 同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額 (以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額」という。) がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特 別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に 係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分 の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下 この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端 数があるとき、又は当該金額の全額が1、000円未満であるときは、その端数金 額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。) をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に 相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合に は、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に 係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」とい う。)並びに第49条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別

徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3

月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第49条の4の規定の適用については、同条第 2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌 年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金 給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の8第1項各号に規定す る特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第 1項の規定の適用があるものを除く。) については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第49条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除し

て得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第49条の5第2項の規定により読み替えられた第49条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第49条の4の規定の適用については、同条第 2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌 年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金 給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の8第3項各号に規定す る特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第49条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の9 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条の3、第35条の6から第35条の9まで、附則第4条の3第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項及び附則第6条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第7条第2項中「前条」を「附則第6条の4」に改め、同条第3項中「第35条の9第1項」の次に「、附則第6条の6第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第35条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第6条の6第1項中「及び附則第6条の4」とあるのは「、附則第6条の4及び附則第7条第2項」と、前条中「及び附則第6条の4」とあるのは「、附則第6条の4及び次条第2項」とする」に改める。

附則第9条の2第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第21項を削り、同条第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第42項」を「附則第15条第42項」を「附則第15条第42項」を「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」を「附則第15条第43項」を「附則第15条第43項」を「附則第15条第43項」を「附則第15条第43項」を「附則第15条第43項」を「附則第15条第43項」を「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第24項とし、同条中第26項を第25項とし、第27項を第26項とする。

附則第9条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各

号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第10条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の3中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第12条の2第4項を削る。

附則第12条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第13条中「又は第4項」を削る。

附則第14条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第15条の4第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第 1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条の5第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第 1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 15条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第 1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第 1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第 1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第 1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第 1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第 1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第 1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第 1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の宝塚市市税条例の規定中固定資産税に関する 部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの年 度分の固定資産税については、なお従前の例による。 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決処分した事件の承認を求めることについて 環由市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対昭寿

次に掲げる事項を記載した申請書にその減

免を受けようとする事由を証明する書類を

添付して市長に提出しなければならない。_

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表	長
改正前	改正後
(市民税の減免) 第44条 (略) 2 前項の規定 <u>によって</u> 市民税の減免を受けよ うとする者は、納期限の日までに次に掲げる 事項を記載した申請書に、減免を受けようと する事由を証明する書類を添付して市長に 提出しなければならない。	(市民税の減免) 第44条 (略) 2 前項の規定により 市民税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでな
(1)~(3) (略) 3 第1項の規定 <u>によって</u> 市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合 <u>においては</u> 、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免)	 い。 (1)~(3) (略) 3 第1項の規定により 市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には 、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免)
第64条 (略) 2 前項の規定 <u>によって</u> 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	第64条 (略) 2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。
(1)~(5) (略) 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第136条の3 (略) 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、	(1)~(5) (略) 3 第1項の規定 <u>により</u> 固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合 <u>には</u> 、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第136条の3 (略) 2 前項の規定 <u>により</u> 特別土地保有税の減免

2 前項の規定<u>により</u>特別土地保有税の減免 を受けようとする者は、納期限の日までに、 次に掲げる事項を記載した申請書にその減 免を受けようとする事由を証明する書類を 添付して市長に提出しなければならない。<u>た</u> だし、市長が、当該者が所有し、又は取得す る土地が前項各号のいずれかに該当するこ (1)~(3) (略)

3 第1項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減 免を受けた者は、その事由が消滅した場合に は、直ちにその旨を市長に申告しなければな らない。

附則

とが明らかであり、かつ、特別土地保有税を 減免する必要があると認める場合は、この限 りでない。

(1) \sim (3) (略)

3 第1項の規定<u>により</u>特別土地保有税の減 免を受けた者は、その事由が消滅した場合に は、直ちにその旨を市長に申告しなければな らない。

附則

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除 額等の特例)

- 第4条の4 所得割の納税義務者の選択により、 法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金 額(以下この項において「特例損失金額」と いう。)がある場合には、特例損失金額(同条 第4項に規定する災害関連支出がある場合に は、第3項に規定する申告書の提出の日の前 日までに支出したものに限る。以下この項及 び次項において「損失対象金額」という。) について、令和5年において生じた法第314 条の2第1項第1号に規定する損失の金額とし て、この条例の規定を適用することができ る。この場合において、第35条の2の規定に より控除された金額に係る当該損失対象金 額は、その者の令和7年度以後の年度分で当 該損失対象金額が生じた年の末日の属する 年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の 規定の適用については、当該損失対象金額が 生じた年において生じなかったものとみな
- 2 前項前段の場合において、第35条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第37条の2 第1項又は第4項の規定による申告書(その提 出期限後において市民税の納税通知書が送 達される時までに提出されたもの及びその

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法<u>附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法<u>附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

時までに提出された第37条の3第1項の確定 申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受け ようとする旨の記載がある場合(これらの申 告書にその記載がないことについてやむを 得ない理由があると市長が認める場合を含 む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法<u>附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法<u>附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

<u>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控</u> 除)

- 第6条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第6条の8において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第35条の3、第35条の6から第35条の9まで、附則第4条の3第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項及び附則第6条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第35 条の7第2項、第49条の5第1項及び附則第6条 の4の規定の適用については、第35条の7第2 項及び附則第6条の4中「附則第5条の6第2項」 とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の 8第6項」と、第49条の5第1項中「課した」と あるのは「附則第6条の6第1項の規定の適用 がないものとした場合に課すべき」と、「の 前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用 がないものとした場合における前々年中」 と、「、前々年中」とあるのは「、附則第6 条の6第1項の規定の適用がないものとした 場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書 に関する特例)

- 第6条の7 令和6年度分の個人の市民税に限 り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき 各納期の納付額については、第41条の2の規 定にかかわらず、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税 額控除前の普通徴収に係る個人の市民税 の額(前条第1項の規定の適用がないもの とした場合に算出される普通徴収に係る 個人の市民税の額をいう。)、特別税額控 除前の普通徴収に係る個人の県民税の額 (法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の 適用がないものとした場合に算出される 普通徴収に係る個人の県民税の額をい う。)及び普通徴収に係る森林環境税の額 の合算額(以下この号において「特別税額 控除前の普通徴収に係る個人の住民税の 額」という。)からその者の普通徴収に係 る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人 の県民税の額及び普通徴収に係る森林環 境税の額の合算額を控除した額(以下この 項において「普通徴収の個人の住民税に係 る特別税額控除額」という。)がその者の 特別税額控除前の普通徴収に係る個人の 住民税の額を4で除して得た金額(当該金 額に1,000円未満の端数があるとき、又は 当該金額の全額が1,000円未満であるとき は、その端数金額又はその全額を切り捨て た金額。以下この項において「分割金額」 という。)に3を乗じて得た金額をその者の 特別税額控除前の普通徴収に係る個人の 住民税の額から控除した残額に相当する 金額(以下この項において「第1期分金額」 という。)に満たない場合には、当該納税 通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 41条第1項に規定する第1期の納期(以下こ の項、次項及び次条第1項において「第1 期納期」という。)においてはその者の第1 期分金額からその者の普通徴収の個人の 住民税に係る特別税額控除額を控除した
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第

額とし、その他のそれぞれの納期において

はその者の分割金額とする。

1期納期においてはないものとし、第41条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第41条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る本株環境税の額の合算額とする。
- 2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第49条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係 る個人の市民税に関する特例)

第6条の8 今和6年度分の個人の市民税に限り、第49条の2第1項の規定により特別徴収の

方法によって徴収すべき公的年金等に係る 所得に係る個人の市民税(第3項において「年 金所得に係る特別徴収の個人の市民税」とい う。)の額及び同条第2項の規定により普通徴 収の方法によって徴収すべき公的年金等に 係る所得に係る個人の市民税の額について は、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税 額控除前の年金所得に係る個人の市民税 の額(附則第6条の6第1項の規定の適用が ないものとした場合に算出される第49条 の2第1項に規定する前年中の公的年金等 に係る所得に係る所得割額及び均等割額 (これと併せて賦課徴収を行う森林環境税 額を含む。以下この号及び第5号において 同じ。)の合算額(以下この号及び第5号に おいて「年金所得に係る所得割額及び均等 割額の合算額」という。)をいう。以下こ の号及び第3項第1号において同じ。)から その者の年金所得に係る所得割額及び均 等割額の合算額を控除した額(以下この項 及び第3項において「年金所得に係る個人 の市民税に係る特別税額控除額」という。) がその者の特別税額控除前の普通徴収に 係る個人の市民税の額(特別税額控除前の 年金所得に係る個人の市民税の額から特 別税額控除前の特別徴収に係る個人の市 民税の額(特別税額控除前の年金所得に係 る個人の市民税の額の2分の1に相当する 額をいう。以下この号において同じ。)を 控除した額をいう。以下この号において同 じ。)を2で除して得た金額(当該金額に 1,000円未満の端数があるとき、又は当該 金額の全額が1,000円未満であるときは、 その端数金額又はその全額を切り捨てた 金額。以下この項において「第2期分金額」 という。)をその者の特別税額控除前の普 通徴収に係る個人の市民税の額から控除 した残額に相当する金額(以下この項にお いて「第1期分金額」という。)に満たない 場合には、第1期納期及び第2期納期に普通 徴収の方法によって徴収すべき公的年金 等に係る所得に係る個人の市民税の額(以 下この項において「普通徴収対象税額」と いう。)並びに第49条の3に規定する特別徴 収対象年金給付の支払をする際、特別徴収 の方法によって徴収すべき公的年金等に

係る所得に係る個人の市民税の額(以下こ の項及び第3項において「特別徴収対象税 額」という。)は、第1期納期においてはそ の者の第1期分金額からその者の年金所得 に係る個人の市民税に係る特別税額控除 額を控除した残額に相当する税額、第2期 納期においてはその者の第2期分金額に相 当する税額、当該年度の初日の属する年の 10月1日から11月30日までの間においては その者の特別税額控除前の特別徴収に係 る個人の市民税の額を3で除して得た金額 (当該金額に100円未満の端数があるとき、 又は当該金額の全額が100円未満であると きは、その端数金額又はその全額を切り捨 てた金額。以下この項において「分割金額」 という。)に2を乗じて得た金額をその者の 特別税額控除前の特別徴収に係る個人の 市民税の額から控除した残額に相当する 金額(以下この項において「10月分金額」 という。)に相当する税額、同年12月1日か ら翌年の3月31日までの間においてはその 者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の第1期分金額以上であり、 かつ、その者の第1期分金額とその者の第2 期分金額との合計額に満たない場合には、 普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額 は、第1期納期における税額はないものと し、第2期納期においてはその者の第1期分 金額とその者の第2期分金額との合計額か らその者の年金所得に係る個人の市民税 に係る特別税額控除額を控除した残額に 相当する税額、当該年度の初日の属する年 の10月1日から11月30日までの間において はその者の10月分金額に相当する税額、同 年12月1日から翌年の3月31日までの間に おいてはその者の分割金額に相当する税 額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の第1期分金額とその者の第 2期分金額との合計額以上であり、かつ、 その者の第1期分金額、その者の第2期分金 額及びその者の10月分金額の合計額に満 たない場合には、普通徴収対象税額及び特 別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納

- 期における税額はないものとし、当該年度 の初日の属する年の10月1日から11月30日 までの間においてはその者の第1期分金 額、その者の第2期分金額及びその者の10 月分金額の合計額からその者の年金所得 に係る個人の市民税に係る特別税額控除 額を控除した残額に相当する税額、同年 12月1日から翌年の3月31日までの間にお いてはその者の分割金額に相当する税額 とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の第1期分金額、その者の第2 期分金額及びその者の10月分金額の合計 額以上であり、かつ、その者の第1期分金 額、その者の第2期分金額、その者の10月 分金額及びその者の分割金額の合計額に 満たない場合には、普通徴収対象税額及び 特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2 期納期並びに当該年度の初日の属する年 の10月1日から11月30日までの間における 税額はないものとし、同年12月1日から翌 年の1月31日までの間においてはその者の 第1期分金額、その者の第2期分金額、その 者の10月分金額及びその者の分割金額の 合計額からその者の年金所得に係る個人 の市民税に係る特別税額控除額を控除し た残額に相当する税額、同年2月1日から3 月31日までの間においてはその者の分割 金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の第1期分金額、その者の第2 期分金額、その者の10月分金額及びその者 の分割金額の合計額以上である場合には、 普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額 は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年 度の初日の属する年の10月1日から翌年の 1月31日までの間における税額はないもの とし、同年2月1日から3月31日までの間に おいてはその者の年金所得に係る所得割 額及び均等割額の合算額に相当する税額 とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第49 条の4の規定の適用については、同条第2項中 「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度 の初日の属する年の10月1日から翌年の3月

- 31日までの間における当該特別徴収対象年 金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支 払の回数で除して得た額」とあるのは、「附 則第6条の8第1項各号に規定する特別徴収の 方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所 得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1 項の規定の適用があるものを除く。)につい ては、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の特別税額控除前の特別徴 収に係る個人の市民税の額(特別税額控除 前の年金所得に係る個人の市民税の額か ら第49条の5第1項に規定する年金所得に 係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。 以下この号において同じ。)を3で除して得 た金額(当該金額に100円未満の端数があ るとき、又は当該金額の全額が100円未満 であるときは、その端数金額又はその全額 を切り捨てた金額。以下この項において 「分割金額」という。)に2を乗じて得た金 額をその者の特別税額控除前の特別徴収 に係る個人の市民税の額から控除した残 額に相当する金額(以下この項において 「10月分金額」という。)に満たない場合 には、特別徴収対象税額は、当該年度の初 日の属する年の10月1日から11月30日まで の間においてはその者の10月分金額から その者の年金所得に係る個人の市民税に 係る特別税額控除額を控除した残額に相 当する税額、同年12月1日から翌年の3月3 1日までの間においてはその者の分割金額 に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の10月分金額以上であり、か つ、その者の10月分金額とその者の分割金 額との合計額に満たない場合には、特別徴 収対象税額は、当該年度の初日の属する年 の10月1日から11月30日までの間における 税額はないものとし、同年12月1日から翌 年の1月31日までの間においてはその者の 10月分金額とその者の分割金額との合計 額からその者の年金所得に係る個人の市 民税に係る特別税額控除額を控除した残 額に相当する税額、同年2月1日から3月31

<u>日までの間においてはその者の分割金額</u> に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の10月分金額とその者の分 割金額との合計額以上である場合には、特 別徴収対象税額は、当該年度の初日の属す る年の10月1日から翌年の1月31日までの 間における税額はないものとし、同年2月1 日から3月31日までの間においてはその者 の第49条の5第2項の規定により読み替え られた第49条の2第1項に規定する年金所 得に係る特別徴収税額に相当する税額と する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第49 条の4の規定の適用については、同条第2項中 「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度 の初日の属する年の10月1日から翌年の3月 31日までの間における当該特別徴収対象年 金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支 払の回数で除して得た額」とあるのは、「附 則第6条の8第3項各号に規定する特別徴収の 方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第49条 の6第1項の規定の適用がある場合について は、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控 除)

第6条の9 今和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る今和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条の3、第35条の6から第35条の9まで、附則第4条の3第2項、附則第6条第1項、附則第6条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、

第26条、第35条の2から第35条の3まで、第 35条の6から第35条の8まで、附則第6条第1 項、第6条の3第1項、第6条の3の2第1項及び 前条の規定にかかわらず、法附則第 6条第5項各号に掲げる金額の合計額とする ことができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第35 条の9第1項 規定の適用については、同項中 「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第 7条第2項 | とする

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

第9条の2 (略)

2~13 (略)

- 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設 備について同号イに規定する市町村の条例 で定める割合は、12分の7とする。
- 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設 備について同号口に規定する市町村の条例 で定める割合は、12分の7とする。
- 16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設 備について同号ハに規定する市町村の条例 で定める割合は、12分の7とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設 備について同号イに規定する市町村の条例 で定める割合は、3分の1とする。
- 18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設 備について同号口に規定する市町村の条例 で定める割合は、3分の1とする。
- 19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設 備について同号ハに規定する市町村の条例 で定める割合は、3分の1とする。

20 (略)

- 21 法附則第15条第32項に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の1とする。
- 22 法附則第15条第33項に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第38項に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。

第26条、第35条の2から第35条の3まで、第 35条の6から第35条の8まで、附則第6条第1 項、第6条の3第1項、第6条の3の2第1項及び 附則第6条の4の規定にかかわらず、法附則第 6条第5項各号に掲げる金額の合計額とする ことができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第35 条の9第1項、附則第6条の6第1項及び前条の 規定の適用については、第35条の9第1項中 「前3条」とあるのは 「前3条並びに附則第 7条第2項」と、附則第6条の6第1項中「及び 附則第6条の4」とあるのは「、附則第6条の4 及び附則第7条第2項」と、前条中「及び附則 第6条の4」とあるのは「、附則第6条の4及び 次条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

第9条の2 (略)

2~13 (略)

- 14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設 備について同号イに規定する市町村の条例 で定める割合は、12分の7とする。
- 15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設 備について同号口に規定する市町村の条例 で定める割合は、12分の7とする。
- 16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設 備について同号ハに規定する市町村の条例 で定める割合は、12分の7とする。
- 17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設 備について同号イに規定する市町村の条例 で定める割合は、3分の1とする。
- 18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設 備について同号口に規定する市町村の条例 で定める割合は、3分の1とする。
- 19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設 備について同号ハに規定する市町村の条例 で定める割合は、3分の1とする。

20 (略)

- 21 法附則第15条第32項に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 22 法附則第15条第37項に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 24 法附則第15条第42項に規定する市町村の 23 法附則第15条第41項に規定する市町村の

条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、4分の3とする。

26 (略)

27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規 定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第9条の3 (略)

2 (略)

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修 住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有 部分について、これらの規定の適用を受けよ うとする者は、同条第4項に規定する居住安 全改修工事が完了した日から3月以内に、次 に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付し て市長に提出しなければならない。

(1)~(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修 等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等 専有部分について、これらの規定の適用を受 けようとする者は、同条第9項に規定する熱 損失防止改修工事等が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を 添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

条例で定める割合は、3分の1とする。

24 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、4分の3とする。

25 (略)

26 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規 定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第9条の3 (略)

2 (略)

- 3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の 認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修 住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有 部分について、これらの規定の適用を受けよ うとする者は、同条第4項に規定する居住安 全改修工事が完了した日から3月以内に、次 に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付し て市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (7)$ (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修 等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等 専有部分について、これらの規定の適用を受 けようとする者は、同条第9項に規定する熱 損失防止改修工事等が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を 添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定 耐震基準適合住宅について、同項の規定の適 用を受けようとする者は、当該特定耐震基準 適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書 に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書 類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定 熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定 する特定熱損失防止改修等住宅専有部分に ついて、これらの規定の適用を受けようとす る者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱 損失防止改修工事等が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則<u>附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を 添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則</u>第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(5) (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する 補助の算定の基礎となった当該耐震基準 適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定 耐震基準適合住宅について、同項の規定の適 用を受けようとする者は、当該特定耐震基準 適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書 に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書 類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定 熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定 する特定熱損失防止改修等住宅専有部分に ついて、これらの規定の適用を受けようとす る者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱 損失防止改修工事等が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を 添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定 マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則</u>第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(5) (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家 屋について、同項の規定の適用を受けようと する者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震 改修が完了した日から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7</u> 条第18項に規定する補助に係る補助金確定 通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関 する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同 法附則第3条第1項の規定による報告の写し 及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条 第19項に規定する基準を満たすことを証す る書類を添付して市長に提出しなければな らない。

$(1) \sim (4)$ (略)

(5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する 補助の算定の基礎となった当該耐震基準 適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年</u>度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第10条 次条から附則第13条までにおいて、次 の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲 げる規定に定めるところによる。

(1)~(7) (略)

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法<u>附</u> 則第19条の3第5項

(<u>令和4年度又は令和5年度</u>における土地の価格の特例)

- 第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税標準は、第55条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第55条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5</u> 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第11条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年</u>度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるとき

15 (略)

(土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第10条 次条から附則第13条までにおいて、次 の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲 げる規定に定めるところによる。

(1)~(7) (略)

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法<u>附</u> 則第19条の3第4項

(<u>令和7年度又は令和8年度</u>における土地の価格の特例)

- 第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第55条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第55条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8</u> 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第11条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年</u>度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるとき

は、当該価格に同条に定める率を乗じて得た 額。以下この条において同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の固定資産税 にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を 加算した額(令和3年度分の固定資産税にあ っては、前年度分の固定資産税の課税標準 額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3又は法附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準となる べき額とした場合における固定資産税額(以 下「宅地等調整固定資産税額」という。)を 超える場合には、当該宅地等調整固定資産税 額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 令和4年度分及び令和5年度分 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき価 格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等 が当該年度分の固定資産税について法第349 条の3又は法附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該商業地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき額とし た場合における固定資産税額を超える場合 には、同項の規定にかかわらず、当該固定資 産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 令和4年度分及び令和5年度分 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価格 に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条の 3又は法附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける宅地等であるときは、当該 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額に満たない場合には、同 項の規定にかかわらず、当該固定資産税額と する。

は、当該価格に同条に定める率を乗じて得た 額。以下この条において同じ。)に100分の5

を乗じて得た額を

加算した額

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3又は法附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準となる べき額とした場合における固定資産税額(以 下「宅地等調整固定資産税額」という。)を 超える場合には、当該宅地等調整固定資産税 額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 令和6年度から令和8年度までの各年度分の 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき価 格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等 が当該年度分の固定資産税について法第349 条の3又は法附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該商業地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき額とし た場合における固定資産税額を超える場合 には、同項の規定にかかわらず、当該固定資 産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 令和6年度から令和8年度までの各年度分の 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価格 に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条の 3又は法附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける宅地等であるときは、当該 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額に満たない場合には、同 項の規定にかかわらず、当該固定資産税額と する。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の | 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の

負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令</u>和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年</u> 度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産 税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該 商業地等に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて 得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3又は法附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受ける 商業地等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地 等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定資 産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に 対して課する固定資産税に関する経過措置)

第11条の3 地方税法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第7号)附則第14条 の規定 に基づき、令和3年度から令和5年度までの各 年度分の固定資産税については、法附則第1 8条の3の規定は、適用しない。

(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年</u> 度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度</u> <u>まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令</u>和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税に当該商業地等が当該年度分の固定資産税にのいて法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年</u> 度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産 税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該 商業地等に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて 得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3又は法附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受ける 商業地等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地 等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定資 産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に 対して課する固定資産税に関する経過措置)

第11条の3 <u>地方税法等の一部を改正する法律</u> (令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定 に基づき、<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各 年度分の固定資産税については、法附則第1 8条の3の規定は、適用しない。

(農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年</u> 度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 農地に係る令和6年度から令和8年度 までの各年度分の固定資産税の額は、当該農 地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税に係る 前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農 地が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は法附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける農地であるときは、 当該課税標準額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額

に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲

げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度 以降の各年度分の固定資産税の特例)

第12条の2 (略)

2 • 3 (略)

表 (略)

- 4 令和2年度分の固定資産税について宝塚市 市税条例の一部を改正する条例(令和3年条 例第7号)による改正前の宝塚市市税条例(以 下「令和3年改正前の条例」という。) 附則第 12条の2第3項において準用する同条第1項た だし書の規定の適用を受けた市街化区域農 地に対して課する令和3年度分の固定資産税 の額は、前項の規定により算定した当該市街 化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税 額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度 分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例 附則第12条の2第3項において準用する同条 第1項ただし書に規定する固定資産税の課税 標準となるべき額を当該市街化区域農地に 係る令和3年度分の固定資産税の課税標準と なるべき額とした場合における固定資産税 額を超える場合には、当該固定資産税額とす る。
- 第12条の3 市街化区域農地に係る<u>令和3年度</u> から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税 の額は、前条の規定により算定した当該市街 化区域農地に係る当該年度分の固定資産税 額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固 定資産税に係る前年度分の固定資産税の課 税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき 価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た 額を加算した額(令和3年度分の固定資産税 にあっては、前年度分の固定資産税の課税標 準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3又は法附

げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲 げる負担調整率を乗じて得た額

_____を当該農地に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき 額とした場合における固定資産税額(以下 「農地調整固定資産税額」という。)を超え る場合には、当該農地調整固定資産税額とす る。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度 以降の各年度分の固定資産税の特例)

第12条の2 (略)

2 • 3 (略)

表 (略)

第12条の3 市街化区域農地に係る<u>令和6年度</u> <u>から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税 の額は、前条の規定により算定した当該市街 化区域農地に係る当該年度分の固定資産税 額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固 定資産税に係る前年度分の固定資産税の課 税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき 価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た 額を加算した額

____(当該市街化区域農地が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける市街化区域農地であるときは、当該額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額(以下「市街化区 域農地調整固定資産税額」という。)を超え る場合には、当該市街化区域農地調整固定資 産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地 に係る令和4年度分及び令和5年度分

一の市街化区域農地調整固定資産税額は、 当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当 該市街化区域農地に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき価格の3分の1 の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化 区域農地が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3又は法附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける市街化区域 農地であるときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域 農地に係る当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき額とした場合における固定 資産税額に満たない場合には、同項の規定に かかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第13条 附則第11条、第12条、第12条の2又は 第12条の3の規定の適用がある各年度分の固 定資産税に限り、第58条に規定する固定資産 税の課税標準となるべき額は、附則第11条、 第12条又は第12条の3の規定の適用を受ける 宅地等、農地又は市街化区域農地については これらの規定に規定する当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額によるもの とし、附則第12条の2の規定の適用を受ける 市街化区域農地(附則第12条の3の規定の適 用を受ける市街化区域農地を除く。)につい ては附則第12条の2第1項(同条第3項におい て準用する場合を含む。)又は第4項に規定す るその年度分の課税標準となるべき額によ るものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第14条 附則第11条第1項から第5項までの規 定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に 掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の 3、第349条の3の2又は法附則第15条から第 15条の3までの規定の適用がある宅地等を除 則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける市街化区域農地であるときは、当該額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額(以下「市街化区 域農地調整固定資産税額」という。)を超え る場合には、当該市街化区域農地調整固定資 産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地 に係る令和6年度から令和8年度までの各年 度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、 当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当 該市街化区域農地に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき価格の3分の1 の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化 区域農地が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3又は法附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける市街化区域 農地であるときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域 農地に係る当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき額とした場合における固定 資産税額に満たない場合には、同項の規定に かかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第13条 附則第11条、第12条、第12条の2又は 第12条の3の規定の適用がある各年度分の固 定資産税に限り、第58条に規定する固定資産 税の課税標準となるべき額は、附則第11条、 第12条又は第12条の3の規定の適用を受ける 宅地等、農地又は市街化区域農地については これらの規定に規定する当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額によるもの とし、附則第12条の2の規定の適用を受ける 市街化区域農地(附則第12条の3の規定の適 用を受ける市街化区域農地を除く。)につい ては附則第12条の2第1項(同条第3項におい て準用する場合を含む。) に規定す るその年度分の課税標準となるべき額によ るものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第14条 附則第11条第1項から第5項までの規 定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に 掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の 3、第349条の3の2又は法附則第15条から第 15条の3までの規定の適用がある宅地等を除

- く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第134条第1号及び第137条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価 土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6</u> <u>年3月31日</u>までの間にされたものに対して課 する特別土地保有税については、第134条第2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価 格」とあるのは「不動産取得税の課税標準と なるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定 の適用がないものとした場合における課税 標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗 じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に 規定する価格」とあるのは「令第54条の38 第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1 項の規定の適用がないものとした場合にお ける価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」 とする。

3~5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民 税の課税の特例)

第15条の5 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

- く。)に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第134条第1号及び第137条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価 土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9</u> <u>年3月31日</u>までの間にされたものに対して課 する特別土地保有税については、第134条第2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価 格」とあるのは「不動産取得税の課税標準と なるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定 の適用がないものとした場合における課税 標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗 じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に 規定する価格」とあるのは「令第54条の38 第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1 項の規定の適用がないものとした場合にお ける価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」 とする。

3~5 (略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定 の適用については、附則第6条の6第1項及 び附則第6条の9中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第15条の4第1 項の規定による市民税の所得割の額」とす る。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民 税の課税の特例)

第15条の5 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定 の適用については、附則第6条の6第1項及

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の 特例)

第17条 (略)

 $2\sim 4$ (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の 市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民 税の課税の特例) び附則第6条の9中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第15条の5第1 項の規定による市民税の所得割の額」とす る。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定 の適用については、附則第6条の6第1項及 び附則第6条の9中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第16条第1項 の規定による市民税の所得割の額」とす る。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の 特例)

第17条 (略)

2~4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定 の適用については、附則第6条の6第1項及 び附則第6条の9中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第17条第1項 の規定による市民税の所得割の額」とす る。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の 市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定 の適用については、附則第6条の6第1項及 び附則第6条の9中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第18条第1項 の規定による市民税の所得割の額」とす る。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民 税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定 めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る 個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

3 • 4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次 に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る 個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定 めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

第19条 (略)

めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定 の適用については、附則第6条の6第1項及 び附則第6条の9中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第19条第1項 の規定による市民税の所得割の額」とす

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る 個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定 めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定 の適用については、附則第6条の6第1項及 び附則第6条の9中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第19条の2第1 項の規定による市民税の所得割の額」とす る。

3・4 (略)

に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定 の適用については、附則第6条の6第1項及 び附則第6条の9中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第19条の2第3 項後段の規定による市民税の所得割の額」 とする<u>。</u>

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る 個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定 めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定 の適用については、附則第6条の6第1項及 び附則第6条の9中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第19条の3第1 項の規定による市民税の所得割の額」とす

3 • 4 (略)

3 • 4 (略)

に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次 に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定 の適用については、附則第6条の6第1項及 び附則第6条の9中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第19条の3第3 項後段の規定による市民税の所得割の額」 とする。

6 (略)

(略)

報告第 号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項 の規定により報告し、承認を求める。

令和6年(2024年) 月 日提出

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

専決第8号

専 決 処 分 書

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第 1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年(2024年)3月31日

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

宝塚市条例第25号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」 に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」 に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項(見出しを含む。)中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」 に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項を附則第6項とする。

附則第8項の前の見出しを削り、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を

付する。

附則第9項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの 各年度分」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第8項の規定の」を「附則第7項の規定の」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に、「附則第8項の規定に」を「附則第7項の規定に」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」 に、「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」 に、「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第12項とする。

附則第14項の前の見出しを削り、同項を附則第13項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第15項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」 に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」 を削り、同項を附則第14項とする。

附則第16項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度まで の各年度分」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第16項とし、同項の前に見出しとして「(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)」を付する。

附則第18項中「附則第8項及び第10項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第7項及び第10項」に、「第9項、第11項及び第12項」を「第10項及び第11項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第13項」を「附則第12項」に、「附則第14項から第16項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第15項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第19項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第20項中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第19項とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の宝塚市都市計画税条例の規定は、令和6年度 以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度までの年度分の都市計画税につ いては、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分した事件の承認を求めることについて 宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表

> 改正前 改正後

> > 附則

附則

(法附則第15条第32項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の1とする。

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

4 法<u>附則第15条</u>第33項に規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の2とする。

(法<u>附則第15条第38項</u>の条例で定める割合)

5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第43項の条例で定める割合)

6 法附則第15条第43項に規定する市町村の条 例で定める割合は、4分の3とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税 の減額の規定の適用を受けようとする者が すべき申告)

(略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度まで の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅 地等の当該年度分の都市計画税に係る前年 度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分 の都市計画税について法第702条の3の規定 の適用を受ける宅地等であるときは、当該価 格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同 じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度 分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を 乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の 都市計画税にあっては、前年度分の都市計画 税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3(第18項 を除く。)又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額とし た場合における都市計画税額(以下「宅地等

(法附則第15条第32項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第37項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第42項に規定する市町村の条 例で定める割合は、4分の3とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税 の減額の規定の適用を受けようとする者が すべき申告)

(略) 6

> (宅地等に対して課する令和6年度から令和8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

7 宅地等に係る令和6年度から令和8年度まで の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅 地等の当該年度分の都市計画税に係る前年 度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分 の都市計画税について法第702条の3の規定 の適用を受ける宅地等であるときは、当該価 格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同 じ。)に100分の5

_			2. 1	
乗	じて得	:た額	を加算	した額

(当該宅地等が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3(第18項 を除く。)又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける宅地等であると

じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額とし

きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗

た場合における都市計画税額(以下「宅地等

調整都市計画税額」という。)を超える場合 には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 令和4年度分及び令和5年度分

の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等 調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業 地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第 15条から第15条の3までの規定の適用を受け る商業地等であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業 地等に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合における都市 計画税額を超える場合には、前項の規定にか かわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に 係る令和4年度分及び令和5年度分

の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地 等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地 等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受ける 宅地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税標準と なるべき額とした場合における都市計画税 額に満たない場合には、附則第8項の規定に かかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る 令和3年度から令和5年度までの各年度分の 都市計画税の額は、附則第8項の規定にかか わらず、当該商業地等の当該年度分の都市計 画税に係る前年度分の都市計画税の課税標 準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3(第18項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける商業地等であるときは、当該 課税標準額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべき額と した場合における都市計画税額とする。

調整都市計画税額」という。)を超える場合 には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 令和6年度分から令和8年度分までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等 調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業 地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第 15条から第15条の3までの規定の適用を受け る商業地等であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業 地等に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合における都市 計画税額を超える場合には、前項の規定にか かわらず、当該都市計画税額とする。
- 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に 係る令和6年度分から令和8年度までの各年 度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地 等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地 等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受ける 宅地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税標準と なるべき額とした場合における都市計画税 額に満たない場合には、附則第7項の規定に かかわらず、当該都市計画税額とする。
- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る 令和6年度から令和8年度までの各年度分の 都市計画税の額は、附則第7項の規定にかか わらず、当該商業地等の当該年度分の都市計 画税に係る前年度分の都市計画税の課税標 準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3(第18項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける商業地等であるときは、当該 課税標準額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべき額と した場合における都市計画税額とする。
- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 | 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度

の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3 年度から令和5年度までの各年度分の都市計 画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、 当該商業地等に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗 じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固 定資産税について法第349条の3(第18項を除 く。)又は法附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける商業地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年 度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 農地に係る令和3年度から令和5年度まで の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に 係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地 に係る当該年度分の都市計画税に係る前年 度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が 当該年度分の固定資産税について法第349条 の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける農地で あるときは、当該課税標準額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額。以下この項にお いて同じ。)に、当該農地の当該年度の次の 表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同 表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た 額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前 年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農 地に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都市計 画税額(以下「農地調整都市計画税額」とい う。)を超える場合には、当該農地調整都市 計画税額とする。

(略) 表

(市街化区域農地に対して課する平成6年度 以降の各年度分の都市計画税の特例)

- 14 前項の規定にかかわらず、市税条例附則第 12条の2の規定の適用がある市街化区域農地 に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第 1項中「固定資産税の課税標準となるべき価 格の3分の1の額」とあるのは、「固定資産税 の課税標準となるべき価格の3分の2の額」と して、同条の規定の例により算定した税額と する。

の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6 年度から令和8年度までの各年度分の都市計 画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、 当該商業地等に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗 じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固 定資産税について法第349条の3(第18項を除 く。)又は法附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける商業地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年 度までの各年度分の都市計画税の特例)

12 農地に係る令和6年度から令和8年度まで の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に 係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地 に係る当該年度分の都市計画税に係る前年 度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が 当該年度分の固定資産税について法第349条 の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける農地で あるときは、当該課税標準額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額

)に、当該農地の当該年度の次の 表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同 表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た

を当該農

地に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都市計 画税額(以下「農地調整都市計画税額」とい う。)を超える場合には、当該農地調整都市 計画税額とする。

(略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度 以降の各年度分の都市計画税の特例)

- 13 前項の規定にかかわらず、市税条例附則第 12条の2の規定の適用がある市街化区域農地 に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第 1項中「固定資産税の課税標準となるべき価 格の3分の1の額」とあるのは、「固定資産税 の課税標準となるべき価格の3分の2の額」と して、同条の規定の例により算定した税額と する。
- 15 市街化区域農地に係る令和3年度から令和 | 14 市街化区域農地に係る令和6年度から令和

5年度までの各年度分の都市計画税の額は、 前項の規定により市税条例附則第12条の2の 規定の例により算定した当該市街化区域農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該 市街化区域農地の当該年度分の都市計画税 に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき価格の3分 の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算し た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、 前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該 市街化区域農地が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3(第18項を除く。)又は 法附則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける市街化区域農地であるときは、当 該額にこれらの規定に定める率を乗じて得 た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべき額と した場合における都市計画税額(以下「市街 化区域農地調整都市計画税額」という。)を 超える場合には、当該市街化区域農地調整都 市計画税額とする。

16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分

一の市街化区域農地調整都市計画税額 は、当該市街化区域農地調整都市計画税額 が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき価格の3分 の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街 化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける市街化区域農地であるときは、当該額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額に満たない場合 には、前項の規定にかかわらず、当該都市計 画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納 税義務の免除等)

- 17 市税条例附則第12条の4の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、同条中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」と読み替えるものとする。
- 18 <u>附則第8項及び第10項</u>の「宅地等」とは法 附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の

8年度までの各年度分の都市計画税の額は、 前項の規定により市税条例附則第12条の2の 規定の例により算定した当該市街化区域農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該 市街化区域農地の当該年度分の都市計画税 に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき価格の3分 の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算し た額

(当該

市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額とする。

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農 地に係る令和6年度から令和8年度までの各 年度分の市街化区域農地調整都市計画税額 は、当該市街化区域農地調整都市計画税額 が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき価格の3分 の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街 化区域農地が当該年度分の固定資産税につ いて法第349条の3(第18項を除く。)又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける市街化区域農地であるときは、当該額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額に満たない場合 には、前項の規定にかかわらず、当該都市計 画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納 税義務の免除等)

- 16 市税条例附則第12条の4の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、同条中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」と読み替えるものとする。
- <u>17</u> <u>附則第7項及び第9項</u>の「宅地等」とは法 附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の

「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは 法附則第25条第6項において読み替えて準用 される法附則第18条第6項に、附則第8項、第 9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは 法附則第17条第4号に、附則第11項から第13 項までの「負担水準」とは法附則第17条第8 号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第 17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画 税の課税標準額」とは法附則第26条第2項に おいて読み替えて準用される法附則第18条 第6項に、附則第14項から第16項までの「市 街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項 に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の 課税標準額 | とは法附則第27条の2第3項にお いて読み替えて準用される法附則第18条第6 項に規定するところによる。

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第 17項まで、第19項、第20項、第24項、第27 項、第31項から<u>第35項まで、第38項、第39</u> 項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2 項、第15条の3又は第63条の規定の適用があ る各年度分の都市計画税に限り、第2条第2 項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは 第33項又は法附則第15条から第15条の3まで 若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に 対して課する都市計画税に関する経過措置)

20 地方税法等の一部を改正する法律(令和3 年法律第7号)附則第14条 の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。

「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは 法附則第25条第6項において読み替えて準用 される法附則第18条第6項に、附則第8項、第 10項及び第11項 の「商業地等」とは 法附則第17条第4号に、附則第10項から第12 項までの「負担水準」とは法附則第17条第8 号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第 17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画 税の課税標準額」とは法附則第26条第2項に おいて読み替えて準用される法附則第18条 第6項に、附則第13項から第15項までの「市 街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項 に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の 課税標準額 | とは法附則第27条の2第3項にお いて読み替えて準用される法附則第18条第6 項に規定するところによる。

18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第 17項まで、第19項、第20項、第24項、第27 項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38</u> 項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2 項、第15条の3又は第63条の規定の適用があ る各年度分の都市計画税に限り、第2条第2 項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは 第33項又は法附則第15条から第15条の3まで 若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に 対して課する都市計画税に関する経過措置)

19 地方税法等の一部を改正する法律(令和6 年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づ き、令和6年度から令和8年度までの各年度分 の都市計画税については、法附則第25条の3 の規定は、適用しない。

専決処分した事件の承認を求めることについての概要 (宝塚市市税条例の一部を改正する条例及び宝塚市都市計画税条例の一部 を改正する条例)

令和6年度税制改正に伴い、以下の改正について専決処分したものです。

1 個人の市民税

定額減税

前年の合計所得金額が1,805万円以下である個人の市・県民税所得割の納税義務者に係る令和6年度分の所得割額から、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を控除する。なお、この措置による減収分(約10.6億円見込み)は全額国費で補填される。具体的な徴収方法については別紙参照。 (市税条例附則第6条の6から第6条の9まで)

2 固定資産税・都市計画税

(1) 負担調整措置の適用期限を延長

負担水準(土地の評価額等に対する課税標準額の割合)の均衡化を促進するため、現 行の負担調整措置を3年延長する。

(2) わがまち特例の適用期限到来による廃止

平成29年4月1日から令和6年3月31日までに間に政府の補助を受けた者が一定の事業所内保育施設の用に供する固定資産の固定資産税・都市計画税の課税標準を減額する特例について、適用期限が到来し、制度廃止となるため、これらに該当する条例で定める割合を削る。

(市税条例附則第9条の2、第10条から第14条まで、都市計画税条例附則)

3 その他

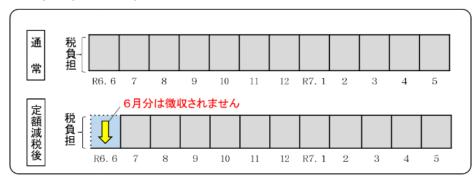
地方税法の改正に合わせた所要の整備。

個人の市・県民税(住民税)の徴収方法

※令和6年度分、定額減税の対象となる方に限る

① 給与所得に係る特別徴収(給与所得者の方)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分~令和7年5月分の II か月で均されます。



② 普通徴収(事業所得者等の方)

定額減税「前」の税額をもとに算出された第 I 期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者の方)

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

